

学校職員の懲戒処分について

市立中学校に勤務する学校職員によるセクシュアルハラスメントの事案が判明し、当事者に対し処分を行いましたので、お知らせします。

このたびの学校職員の不祥事につきましては、市民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、心よりお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けて職員の綱紀の保持および服務規律の確保を徹底してまいります。

1 被処分者および処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
中央区 中学校	技能主任	48歳	男	停職1月

2 処分年月日

令和6年12月20日（金）

3 事案概要

当事者は、令和4年度から令和5年度にかけて、相手の意に反することを認識した上で、好意を伝える趣旨の言動を同僚職員らに対して執拗に繰り返したもの。

4 再発防止の取り組み

- コンプライアンス通信に過去の懲戒処分の事例を取り上げ、職場において職員一人一人が注意すべき点を示すなど、服務規律の確保に資する取り組みを進める。
- 職員一人一人が不祥事を自分事として捉え、法令や公務員倫理に基づき適切に行動できるようにするための研修体系等を確立する。